

(様式 4-6)

年（令和 年） 月 日

特定建設工事共同企業体・設計共同体グループ協定書（案）

（目的）

第1条 当該グループは、次の事業を各企業体が連携し、設計・監理業務、建設工事を円滑に進めることを目的とする。

- (1) 福山市立大学新棟整備事業業務（当該事業内容の変更に伴うものを含む。以下「本事業」という。）
- (2) 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当該グループは、〇〇〇〇特定建設工事共同企業体・△△△△共同企業体グループ（以下「当グループ」という）と称する。また、次のとおり業務を分担するものとする。

- 1 建設工事：〇〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）
- 2 設計・監理業務：△△△△共同企業体（以下「設計JV」という。）

（事務所の所在地）

第3条 当該グループは、事務所を〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当該グループは、〇〇年（令和〇〇年）〇〇月〇〇日に成立し、本事業の事業契約の履行後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、本事業に係る事業契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当該グループの構成員は、次のとおりとする。

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

名称 〇〇株式会社

住所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

名称 〇〇株式会社

※以下、3者以上の場合は追加すること。

(代表企業の名称)

第6条 当グループは、〇〇株式会社を代表企業とする。

(代表企業の権限)

第7条 当グループの代表企業は、本事業に関し、当グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金を含む。)の請求、受領及び当グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社〇〇%

〇〇株式会社〇〇%

※以下、3者以上の場合は追加すること。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当グループは、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに本事業履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当グループの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業の遂行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 建設JVは、建設工事の請負契約上の債務の履行及び下請け契約その他の建設工事の実施に伴う債務の履行に関し、連帯して責任を負い、設計JVは、設計・監理業務の債務の履行及び下請け契約その他の設計・監理業務の実施に伴う債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

(取引金融機関)

第11条 当グループの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、グループの名称を冠した代表企業名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当グループは、契約期間中の毎事業年度ごとに決算するものとする。

(事業代金受取りの取扱い)

第13条 発注者に対する本事業代金(前払金を含む)の請求は、当グループ名にてグループ代表者が行い、受取口座については第11条で定めるグループ口座とする。また、建設JV、設計JVに対する配分については、各JVの代表者がそれぞれ前払金専用口座及び出来高金口座を開設し、各JVの代表者からの請求をもって、グループ代表者が速やかに各JV口座に配分する。

2 前払金の取扱いについては、グループ代表者が前払保証会社へ分割預託申請にて保証手続きを行い、資産管理する。また、各JV口座への配分時に必要となる使途明細等の書類については、各JVの代表者が作成し、グループ代表者へ提出した後、グループ代表者が前払保証会社へ凍結解除の手続きを行うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当グループが本事業を満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち本事業の履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本事業を遂行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条 当グループは、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが事業途中において破産又は解散した場合においては、第 15 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表企業の変更)

第 18 条 代表企業が脱退し若しくは除名された場合又は代表企業としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表企業に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表企業とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 19 条 当グループが解散した後においても、本事業につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社〇者は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年（令和 年） 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

㊦

住 所

名 称

代表者氏名

㊦

※以下、3 者以上の場合は追加すること。